

## 長期収載品（長期収載品）にかかる選定療養について

2024年10月より、患者さんが、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品（長期収載品）の処方を希望された場合、長期収載品の薬価と後発医薬品の価格差の4分の1を薬局にてお支払いいただきます。（外来処方箋による院外処方時）

※ただし、以下の場合には選定療養の対象外となります。

1. 医療上必要があると認められた場合
  - ・ 薬事承認された効果や効能に後発医薬品と差異がある場合
  - ・ ガイドライン上で、後発医薬品への切り替えが推奨されていない場合など
2. 後発医薬品の在庫状況等を踏まえ、後発医薬品を提供することが困難な場合
  - ・ 薬局に後発医薬品の在庫がない場合
  - ・ 後発医薬品が製造・出荷停止となっている場合 など
3. その他のケース
  - ・ バイオ医薬品 など

※詳細については、下記をご参照ください。

[2024年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み（厚生労働省）](#)